

<参考資料> *事業所・店舗での感染、体調不良時のルール作成例

令和4年2月1日改定

【大阪飲食組合本部 事業所内コロナ感染及び体調不良時のルール】

対応責任者 1:〇〇 対応責任者 2:〇〇

<通常時の事業所内感染防止ルール>

・マスク着用 ・手指消毒の徹底(外出したら消毒) ・換気(9時、12時、16時)

<発熱／体調不良などの症状が出た場合>

- ① 出勤はせず、かかりつけ医へ相談
- ② (休日、夜間、かかりつけ医不在などの場合) 新型コロナ受診相談センターへ相談
大阪市 06-6647-0641(大阪市保健所)
茨木・松原・羽曳野・交野 06-7166-9911(時間外050-3531-5598)
- ③ 対応責任者へ報告

(診断後)

- ・陰性またはコロナ感染ではないとの診断⇒症状の改善後対応責任者の判断を仰ぎ職場復帰
- ・感染確認の場合⇒受診機関から保健所に連絡されます。

- ①保健所の指示に従う ②対応責任者へ報告

*重症化リスクが高い人以外は SMS(ショートメッセージサービス)やアプリを使い自ら保健所に経過報告(重症化リスクが高い人は従来通り保健所が経過観察を行う)

*自宅待機者等24時間緊急サポートセンター(自宅待機 SOS)の活用
TEL 0570-055221

<自宅待機 SOS で対応できること>

*陽性判明後2日経過しても保健所から連絡が無い、連絡が取れない場合

・宿泊療養先・搬送手配 ・パルスオキシメーター配送、簡易配食受付

*夜間、休日に容態が悪化した場合

・健康相談(看護師対応) ・緊急往診手配 ・訪問看護師による健康観察の受付

*医師の診断を受けたいので医療機関を紹介して欲しい場合

・オンライン、外来診療、往診医療機関等の案内 ・抗体治療医療機関の案内

<事業所内で感染者が発生した場合の対応責任者の対応>

- ① 保健所からの指示確認と事業所内の濃厚接触者の認定
(別紙「事業所内における感染者発生の場合の対処」参照)
- ② 理事長(副理事長)への報告
- ③ 一時的に事業所を閉鎖する場合
 - ・食保組合(食保業務)、指導センター(融資業務)、支部長(組合業務／通常の支部連絡で可)に報告し、閉鎖期間の業務相談窓口になってもらうことを依頼
 - ・事務所閉鎖案内(貼り紙、留守電にて閉鎖期間中の業務相談窓口を案内)

<感染者の職場復帰>

- ・保健所の指示内容に対応責任者に報告
- ・保健所の指示により出社可能(発症から最短で10日、症状がなくなってから72時間後)

<濃厚接触者の職場復帰>

- ・感染者との最終接触日(家庭内に於いては感染防止対策実施日)から7日間の自宅待機、その間無症状であれば対応責任者の指示により出社可能

<感染が疑われる場合／感染者との濃厚接触が疑われる場合>

- ① 自宅待機⇒かかりつけ医または大阪府相談窓口(06-6944-8197)に相談
- ② 対応責任者に報告
- ③ かかりつけ医または相談窓口の指示により出社可能(無料・有料検査受診が望ましい)

<同居の家族が濃厚接触者になった場合>

- ① 自宅待機⇒保健所の指示に従い、指示内容に対応責任者に報告
- ② 同居の家族が陽性の場合⇒原則、濃厚接触者と認定
同居の家族が陰性の場合⇒出社可能

<同居の家族が発熱などの症状がある場合>

- ① 対応責任者に報告
- ② 同居の家族がコロナへの感染ではないことが判明した時点で出社可能

※感染者数、病床使用率の推移により、大阪府や保健所の判断基準は変更になります。対応責任者は最新の基準により判断を行います。

<主な連絡先>

- ・理事長:090-0000-0000(自宅 06-0000-0000)
- ・対応責任者:090-0000-0000
- ・食品国保組合:06-0000-0000
- ・営業指導センター:06-00000-0000